

# 重要事項説明書

株式会社 ザイタック

## 1 事業の概要

### 事業所の名称

法 人 名	株式会社 ザイタック
所 在 地	岐阜県土岐市肥田浅野笠神町2-1
事業所名	東濃介護支援センター
事業所番号	2171800069
連絡先	電話 0572-54-1171 Fax 0572-54-0359
営業日	月曜日～金曜日まで。ただし国民の祝日・12月29日～1月3日を除く。
営業時間	午前8:30～午後5:30 ※常時、携帯電話等により24時間連絡可能
サービス提供地域	土岐市
苦情受付窓口	東濃介護支援センター 電話 0572-54-1171

### (2) 職員の職種、人数、及び業務内容

管理者 : 1名 (兼務)

介護支援専門員 : 4名 (専従)

## 2 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービス種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

## (2) 運営方針

- ① 本事業は、お客様が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に勤めるものとする。
- ② お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様自らの選択に、基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるように配慮して、行う。
- ③ お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、お客様に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業所に偏ることがないように公平中立行う。
- ④ 事業の運営にあたっては、市、基幹型支援センター、他の在宅介護支援事業所、介護施設等の連携に努めるものとします。
- ⑤ お客様の介護認定等にかかる申請に対して、お客様の意思を踏まえその支援を行ふ。また、要介護認定が行われているか否かを確認し、その支援も行う。

## (3) 居宅介護支援の提供方法・内容

事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にお客様又はそのご家族に対して提供して、お客様にサービスの選択を求めます。

介護支援専門員は、居宅サービス計画にあたっては、適切な方法により、お客様が現に抱える問題点を明らかにし、お客様が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。

介護支援専門員は、解決すべき課題の把握にあたっては、お客様の居宅を訪問し、お客様及びそのご家族に面接を行います。

介護支援専門員は、お客様及びそのご家族の希望ならびにお客様について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上の留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議）の開催、また担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてお客様

又はそのご家族に対して説明し、お客様の同意を得ます。

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、お客様及びそのご家族、居宅サービス事業所等との連携を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、お客様について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業所等と調整その他の便宜の提供を行います。

介護支援専門員は、お客様がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又はお客様が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

介護支援専門員は、お客様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望する場合には、お客様の同意を得て主治医の意見を求める。

介護支援専門員は、居宅サービス計画に医療サービスを位置づける場合は、主治医の指示がある場合、これを行うものとし、介護サービスを位置づける場合にあっても医学的観点から、主治医の留意事項が示されているときは、留意点を尊重し行います。

介護支援専門員は、お客様が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係るサービス種類についての記載がある場合は、お客様にその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含みます。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、お客様の自立した日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるように努めます。

指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、お客様又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

#### (4) 利用料金

居宅サービス計画の作成は、原則として介護保険から負担されますので、お客様の負担はありません。

#### (5) 秘密保持

事業所及び事業所の従事者は、正当な理由がない限り、お客様に対する居宅サービス提供にあたって知り得た情報は漏らしません。

事業所は、事業所の従事者の退職後、在籍中に知り得た情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

事業所は、お客様およびそのご家族の個人情報を用いる場合は、お客様及びご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報は用いません。

#### (6) 苦情対応窓口

居宅サービス計画及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等についての苦情は、常設窓口として担当者が対応します。もし、担当者が不在の場合でも基本的な事項について誰でも対応できるようにしています。

受付番号 0572-54-1171

苦情担当者 管理者 高木 衣理奈

公的機関においても、次の機関において相談・苦情を受け付けています。

土岐市役所 高齢介護課

所在地 土岐市土岐津町土岐口 2101

電話番号 0572-54-1111 (代表)

#### (7) サービス担当者会議等に使用する個人情報の利用範囲

##### ① 使用する対象者

お客様の主治医

サービス提供を行う事業所の担当者

##### ② 使用する個人情報

認定調査票、診療情報提供書、主治医意見書、その他必要とされる情報

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等の必要とされる情報

#### (8) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な

措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 虐待防止に関する責任者は 管理責任者 とします。
- ② 指針を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。
- ④ 事業者はサービス提供中に、虐待を受けたとみられた場合には、速やかに市町村へ報告致します。

年 月 日

契約にあたり。お客様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

契約書及び本書面により、事業所から重要事項の説明を受けるとともに、居宅介護支援の開始及び個人情報の使用について同意しました。

お客様 住 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族又は代理人住 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

事業所 所在地 岐阜県土岐市肥田浅野笠神町 2-1  
名 称 株式会社 ザイタック  
代表取締役 小森 健市 印  
東濃介護支援センター